

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 清樹会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の、報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬（賞与は支給しない）
- (2) 非常勤の役員 業務執行理事を除き、無報酬
- (3) 評議員 無報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、次に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1号に定める額
  - (2) 賞与 支給しない
  - (3) 退職慰労金 支給しない
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2号～4号に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第5号に定める額とする。

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤の理事及び業務執行理事に対する報酬の支給の時期は、毎月15日とする。(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第7条の規定に準じて支給)

(費用弁償)

第6条 役員等が理事会、評議員会またはその他の会議に出席した場合は、別表1号～5号の費用弁償(2)に定める額を弁償する。

2 監事が法人及び施設の指導監査の立合い、運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合も同様の額とする。

3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対してはこの規定を適用しない。

(控除)

第7条 役員報酬から控除されるものは、公租公課等とする。

(出張旅費)

第8条 役員等が職務遂行のため遠隔の地に出張をしたときは、職員出張旅費規程に準ずる。

(通勤費)

第9条 常勤理事には、通勤の実態に応じ、通勤手当を支給し、その支給の取扱いについては、職員給与規程に準ずる。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 本規程は、平成29年6月15日(定時評議員会の議決日)から施行する。